

児童扶養手当

父子家庭の方にも支給されます

子ども総務課 ☎724・2143

児童扶養手当は、今まで母子家庭の母が対象でしたが、8月から父子家庭の父にも支給されることになりました。対18歳到達後の最初の3月31日まで(児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満)で次のいずれかの状態にある児童と生計を同じくしている方①父母が婚姻を解消②母が死亡③母に重度の障がいがある④母が1年以上保護を怠っている等

※所得限度額(下表)を超過した場合は支給停止となります。

※①児童または受給資格者が公的年金を受給できる②児童が施設等にいる③児童が受給資格者の配偶者(事実上の配偶者を含む)と生計が同一等の場合は対象外です。

※必要書類などの詳細は、お問い合わせ下さい。

平成22年度(21年中)児童扶養手当所得限度額表

Table with 3 columns: 税法上の扶養人数, 申請者の所得限度額, 配偶者・扶養義務者の所得限度額. Rows for 0, 1, 2 dependents.

※所得(給与収入の場合は給与所得控除後の金額)から、各種控除後の金額で審査します。詳細はお問い合わせ下さい。

全国小学生ソフトテニス選手権大会に出場の歌田さん、高倉さんが市長を表敬訪問

8月5日から北海道旭川市で開催される、全国小学生ソフトテニス選手権大会に、藤の台小学校6年生の歌田菜摘さんと、金井小学校5年生の高倉和毅さんが出場します。

頑張れ 全国大会!



左から、歌田さん、石阪市長、高倉さん

7月20日にその報告のため市役所を訪れ、石阪市長との懇談の中で、歌田さんは、大きな声を出して頑張りたいと、高倉さんは練習の成果を出して頑張りたいと、大会への抱負を語っていました。

(仮称)町田市自治基本条例(素案)

～皆様のご意見をお待ちしています～

企画政策課 ☎724・2103



1990年代以降、「行政主導型社会」から、市民、町内会・自治会、NPO、事業者、行政などさまざまな主体が、互いの信頼関係のもとで共に公共を担う「協働型社会」へと変わってきました。

また、町田市には、以前から地域の課題はそれを抱えている地域自身で解決していこうと、数多くの市民がまちづくりを担ってきた伝統があります。

市は、より成熟した「協働型社会」の実現を図るため、「(仮称)町田市自治基本条例」の制定に向けた検討を進めています。

(仮称)町田市自治基本条例(素案)の概要

条例の実効性を高めるため、情報共有と協働の推進に重点を置いた簡潔な条例とし、今後のまちづくりや市政の状況に応じて成長させていきたいと考えています。

前文

町田市におけるまちづくりの伝統や、この条例の位置づけを述べます。

目的

町田市における自治の基本理念と基本原則を定め、市民と市の役割を明らかにすることで、それに基づくまちづくりを推進し、より成熟した「協働型社会」の実現を図ります。

自治の基本理念

- ・まちづくりの主役は市民です。
・市は開かれた市政を推進し、市民によるまちづくりを支援します。

自治の基本原則

市民と市、及び市民同士は情報を相互に共有し、協働でまちづくりを推進します。

市民の役割

- ・市民は、情報の発信や収集、市政への参画を通じて情報共有に努めます。
・市民は、他の市民や市と協働でまちづくりを推進するよう努めます。

市の役割

- ・市は、積極的な情報提供や広聴活動等を通じて情報共有を推進します。その際、情報通信技術等を活用し、地域に応じてきめ細かく対応するよう努めます。
・市は、市民と協働でまちづくりを推進する体制を整備します。
・市は、市民がその役割を積極的に果たせるよう支援します。

条例の見直し

条例の施行後、5年以内に条例の改正等必要な措置を講じます。

ご意見の提出方法について

一募集期間一

8月2日(月)～8月31日(火)

一資料の閲覧及び配布一

条例(素案)の詳細は、町田市ホームページに掲載するほか、8月2日から以下の窓口で閲覧及び資料の配布を行います。

- ・企画政策課(市役所本庁舎3階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)
・各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター
・各市立図書館、町田市民文学館

一提出方法一

- ①郵送 配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)を利用するか、企画政策課(〒194-8520、中町1-20-23)へ
②ファクシミリ ☎724・3072
③Eメール mcity540@city.machida.tokyo.jp
④窓口への提出 企画政策課(市役所本庁舎3階)ほか、上記資料配布窓口へ
※それぞれの窓口で開庁日時が異なります。ご確認のうえおいで下さい。

一注意事項一

- ・書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、件名「自治基本条例(素案)」をご記入下さい。
・電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
・ご意見への個別の回答は行いません。
・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
・寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、11月下旬に公表する予定です。

国際版画美術館で企画展開催中の中里斉氏が逝去されました

国際版画美術館で8月8日(日)まで展覧会「中里斉展」を開催中ですが、中里斉氏ご本人が7月中旬にニューヨークの自宅で不慮の事故にあい、日本時間の7月18日午後逝去されました。享年74歳でした。

本展覧会開催に全面的にご協力をいただいた中里氏の突然の訃報に接し、衝撃の深さは計り知れません。ここに謹んで哀悼の意を表します。

【催しを変更します】

8月6日(金)と8日(日)に予定していました、中里氏によるフロアー・レクチャーは、学芸員によるギャラリー・トークに変更します。

☎国際版画美術館 ☎726・2771



市では条例・計画などの策定を進めるにあたり、市民の皆さんにご意見を伺います

8月11日から下表のパブリックコメント(意見公募)の実施を予定しています。

Table with 2 columns: 案件名, 募集期間, 案の公表方法, 意見等の提出方法, 担当課. Details about the public comment process for the draft ordinance.